

## 措置入院のための移送実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、措置入院（緊急措置入院）が必要であるかどうかの判定を要する者、又は、措置入院（緊急措置入院）が必要である者を、医療機関まで移送することに関することを定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 移送の実施主体は埼玉県とする。

2 県は、移送に係る車輛及び運転手の確保について、大型タクシー保有事業者（以下「保有事業者」という。）及び保健所推薦事業者（以下「推薦事業者」という。）に委託して実施する。

### (対象者)

第3条 次に定める者を移送の対象者とする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号、以下「法」という。）第27条第1項に基づき、措置入院が必要であるかどうかの判定を要する者
- (2) 法第29条の2第1項に基づき、緊急措置入院が必要であるかどうかの判定を要する者
- (3) 法第29条第1項に基づき、措置入院が必要である者
- (4) 法第29条の2第1項に基づき、緊急措置入院が必要である者

### (事業内容)

第4条 県は委託した委託事業者に車輛及び運転手の確保を依頼し、前条に定めた者、保健所職員、精神保健福祉センター職員及び警察官等を医療機関まで移送するものとする。

### (実績報告及び委託料の支払)

第5条 保有事業者及び推薦事業者は、業務に要した時間及び走行距離等の稼働実績を、原則として1か月分取りまとめ、実績報告書（様式1）を遅滞なく移送を行った保健所長及び精神保健福祉センター長に提出するものとする。

2 移送を行った保健所長及び精神保健福祉センター長は実績報告書を受領したときは、その日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 保有事業者及び推薦事業者は、完了検査に合格したときは、請求書（様式2）を移送を行った保健所長及び精神保健福祉センター長に提出するものとする。

4 移送を行った保健所長及び精神保健福祉センター長は請求書を受領した日から30日以内に委託金額の支払をするものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、移送実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成14年3月13日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。